

監査の概要

送付日	令和 4年 3月25日	整理番号	0334-0337
1 監査種別	財政援助団体、出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査 (令和3年度実施分)		
2 監査の対象期間	令和 2年度		
3 監査の実施期間	令和 3年10月28日～ 4年 3月15日		
4 監査結果報告日	令和 4年 3月25日		
5 改善通知受理日	令和 4年 9月28日		
6 監査対象団体・部局	公益財団法人 川西市文化・スポーツ振興財団 (以下「財団」という。)		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 設立目的に対する取り組みについて

A 改善要望事項

財団の設立目的は「川西市における体育・スポーツ及び芸術・文化の振興に関する事業等を行い、心身ともに健全な市民の育成及び個性と魅力あふれる地域文化の創造に寄与すること」を定款に定めている。

引き続き、財団の特徴を活かして柔軟かつ適正な施設管理運営を図るとともに、市民や利用者のニーズ把握を行ったうえで、市民の育成と健康で文化的な地域社会の貢献に努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

今後も、定款における設立目的に沿って、収益のみならず公益性をも重視した公益財団の特徴を活かしながら、適正な施設管理運営を図るとともに、毎年実施している施設利用者アンケート等により、ニーズの把握を行ったうえで、市民の育成と健康で文化的な地域社会の貢献に努めます。

2 財団補助金について

A 改善要望事項

市補助金については、スポーツと芸術・文化部門別に交付申請を行って、交付決定を受けており、令和2年度市補助金収入の状況は、次表のとおりである。

市補助金収入の状況(2年度)

(単位:千円)

区 分	当初決定額 (A)	支払内訳				精算額 (B)	確定額 (A)+(B)
		第1回	第2回	第3回	第4回		
ス ポ ー ツ 部 門	81,714	31,000 (2/4/16)	18,000 (2/7/2)	18,000 (2/10/8)	14,714 (3/1/14)	△ 2,000 (3/5/25)	79,714
芸 術 ・ 文 化 部 門	97,371	25,371 (2/4/16)	24,000 (2/7/9)	24,000 (2/10/8)	24,000 (3/1/14)	△ 8,200 (3/5/25)	89,171
合 計	179,085	56,371	42,000	42,000	38,714	△ 10,200	168,885

※ 各部門の支払内訳の下段()は、収入日・支払日を記載している。

財団の経費のうち、指定管理に係る管理運営受託事業費(以下「指定管理事業費」という。)は、最終精算により、全額、指定管理料(管理運営に係る受託事業収益)で賄われることから、市補助金については、管理費(指定管理事業費以外の人件費や物件費)のほか、自主事業費のうち自主事業収入等の自主財源で賄いきれない不足額に充当されている。

2年度のスポーツ部門補助金は、当初交付決定額8,171万円を年4回に分割して収入した後、実績報告書作成時の3年4月19日付で5月11日に実績報告書を提出し、精算確定により、5月25日に200万円(当初決定額の2.4%)を市に返還している。

2年度の芸術・文化部門補助金も、当初交付決定額9,737万円を年4回に分割して収入した後、スポーツ部門と同様実績報告書作成時の3年4月19日付で5月11日に実績報告書を提出し、精算確定により、5月25日付で820万円(当初決定額の8.4%)を市に返還している。

スポーツ部門の返還が生じた主な理由は、感染症の影響により自主事業収入が当初予算額の50%以下になったこと、及び国の持続化給付金200万円の交付を受けたこと等によるものである。

芸術・文化部門の返還が生じた主な理由は、感染症拡大防止による自主事業の開催中止(8事業)に伴い公演委託料等多額の不用額が生じたためである。

2年度は感染症拡大の影響という特殊事情により、自主事業中止による多額の不用額が期中に見込まれたものの、決算まで、残りの自主事業の開催の有無について見通せない等、一部やむを得ない状況があったと思われるが、今後においては、年度途中において軽微ではない変更要因が生じた場合は、その都度、市と協議を行ったうえで、市補助金等交付規則第10条に基づいた補助事業等変更申請を行う等、多額の返還金が生じないように留意されたい。

B 改善措置状況(報告者記入欄)

補助金については各事業の経費について、補助事業の中止、若しくは廃止等により多額の返還額が想定される場合については、12月末等一定の時期において市と補助金変更申請について協議するよう考えています。

3 指定管理料について

A 改善要望事項

指定管理料については、年度協定書を締結し、スポーツと芸術・文化の部門別に金額と支払日を定めており、令和2年度指定管理料の状況は、次表のとおりである。

指定管理料の状況(2年度)

(単位:千円)

区 分	当初決定額 (A)	支払内訳				精算額 (B)	確定額 (A)+(B)
		第1回	第2回	第3回	第4回		
ス ポ ー ツ 部 門	167,629	54,000 (2/4/16)	41,000 (2/7/2)	41,000 (2/10/8)	31,629 (3/1/14)	△ 12,902 (3/5/25)	154,727
芸 術 ・ 文 化 部 門	94,828	25,828 (2/4/16)	23,000 (2/7/9)	23,000 (2/10/8)	23,000 (3/1/14)	△ 7,878 (3/5/25)	86,950
合 計	262,457	79,828	64,000	64,000	54,629	△ 20,780	241,677

※ 各部門の支払内訳の下段()は、収入日・支払日を記載している。

スポーツ部門の指定管理料は、当初1億6,762万円を年4回に分割して収入した後、年度終了後の3年5月11日付で市に精算報告書を提出し、精算確定により、5月25日に1,290万円(当初決定額の7.7%)を市に返還している。

芸術・文化部門の指定管理料も、当初9,482万円を年4回に分割して収入した後、年度終了後の3年5月11日付で精算報告書を提出し、精算確定により、5月25日に787万円(当初決定額の8.3%)を市に返還している。

スポーツ部門の返還が生じた主な理由は、市民温水プールで休館に伴う監視員賃金や人事異動等の不用額によるものである。

芸術・文化部門の返還が生じた主な理由は、人件費(職員の中途退職や嘱託採用見送り分)や光熱水料費(天井改修工事に係る施設休館及び感染症拡大防止による貸館中止分)、委託料(天井改修工事に係る施設休館に伴う警備業務等)における不用額によるものである。

2年度は感染症拡大の影響という特殊事情により、決算まで、残りの指定管理に係る費用の執行等が見通せない状況であったこと等、一部やむを得ない状況があったと思われるが、今後においては、年度途中において軽微ではない変更要因が生じた場合は、その都度、市と協議を行ったうえで、最終精算において多額の返還金が生じないように留意されたい。

B 改善措置状況(報告者記入欄)

指定管理料については、施設の維持管理に係る修繕や備品の更新等に活用していることから、通常は多額の戻入金は生じないものと考えおります。

今後、年度途中において軽微でない変更要因が生じた場合は、補助金と同様に12月末等一定の時期において、市と年度協定の変更について協議するよう考えています。

4 まとめ

A 改善要望事項

財団は、その定款で掲げる目的達成のため、市のスポーツ、芸術・文化関連施設の管理運営の指定管理者として、スポーツ部門においては、スポーツの利用環境を整え、機会と場の提供を行うとともに、スポーツの普及・振興のため、新たにチアダンス、かけっこ教室や、キセラ川西せせらぎ公園でノルディックウォーキングなど、各種スポーツ・振興事業を実施することで、市民スポーツ活動の活性化に寄与している。また、芸術・文化部門においては、ジャンルや年齢層も幅広く楽しんでいただける音楽や舞台芸術の鑑賞機会を提供し、舞台芸術をより親しみやすい形で市民に紹介する事業や、活発な活動を続けている芸術文化団体等の発表の機会や学習の場を提供することなどにより魅力的な文化事業を推進することで地域文化の創造に寄与しており、設立目的に沿って適切な事業運営が行われていることが認められる。

引き続き、経費削減、事務の効率化等に取り組み、市民サービスの向上、公益性を追求した運営に努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

今後も施設の設置目的に沿った事業運営を行い、スポーツ及び文化の普及・振興のため、市民ニーズに合った事業を実施いたします。

また、適切な維持管理のため、事務効率化に取り組むとともに、日常点検を徹底し維持管理費の削減に努めます。

監査の概要

送付日	令和 4年 3月25日	整理番号	0338-0344
1 監査種別	財政援助団体、出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査（令和3年度実施分）		
2 監査の対象期間	令和 2年度		
3 監査の実施期間	令和 3年10月28日～ 4年 3月15日		
4 監査結果報告日	令和 4年 3月 25日		
5 改善通知受理日	令和 4年 9月 28日		
6 監査対象団体・部局	市民環境部 文化・観光・スポーツ課 〔公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）〕		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 財団について

A 改善要望事項

財団に対して、適時かつ適切に当該業務や運営状況等に関する報告を求め、必要に応じて施設の目視での確認を行い、調査し指示を行っている。

引き続き、施設の効用を最大限に発揮して、市民の平等な利用を確保しサービスの向上を図らせるとともに、施設の適切な管理及び管理に係る経費の縮減に努めるように指導されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

引き続き設置目的に沿った運用を行うよう、モニタリングを徹底し、適正な管理運営を継続させるとともに、経費削減に努めるよう指導及び助言を行います。

2 総合体育館・市民温水プールについて

A 改善要望事項

市民体育館・市民運動場については、平成26年度からPFI事業でウェルネスが施設の建替、維持管理及び運営を行っている。

今後、総合体育館や市民温水プール等の施設の建替えについては、市公共施設等総合管理計画に基づいて検討されたい。また、運営形態については、多様な手法があることから総合的に判断することを合わせて検討されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

当該施設の建て替えについては、市公共施設等総合管理計画に基づき施設の運営形態等を検討いたします。

3 使用料減免の取扱いについて（スポーツ部門）

A 改善要望事項

市民温水プールにおける、市内（伊丹市、宝塚市、三田市及び猪名川町を含む。）に住所を有する中学生（以下「中学生」という。）の使用料については、市社会体育施設条例において大人料金と同じになっているが、市社会体育施設使用料減免取扱要領により、半額免除（半額減免）することができるかと規定されている。

また、減免の手続きについては、市社会体育施設条例施行規則により、「使用料の減免を受けようとする者は、（中略）申請書提出の際、使用料の減免を申請しなければならない。」と規定されている。

しかし、以前より財団は市所管課と協議・調整のうえ、中学生については施設開館当初から身分証等で事前確認を行っておらず、自動券売機において大人、中学生以下（大人の使用料の半額）とボタン表示が区別され、利用者の自己申告により購入できる状態になっており、市社会体育施設条例施行規則等と不整合になっている。

速やかに、市社会体育施設条例施行規則等との整合性を図るよう努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

市社会体育施設条例施行規則等との整合性につきましては、令和5年4月1日付けで市社会体育施設条例が改正されることに伴い、改正前は「中学生以上」とされていた大人料金が、改正後は「18歳を超えるもの」に変更されるため、市内に住所を有する中学生の使用料についての減免申請は不要となり、不整合は解消されます。

また、条例が改正されることに伴い、市社会体育施設使用料減免取扱要領第3条第1項第3号の文言は削除する予定です。

4 財団補助金の精算処理等について

A 改善要望事項

(1) 財団補助金の精算処理について

令和2年度における財団に対する補助金のうち、スポーツ部門については、当初交付決定額8,171万円に対し、事業完了後の実績報告書により200万円の返還を受け、芸術・文化部門については、当初交付決定額9,737万円に対し、事業完了後の実績報告書により820万円の返還を受けている。

2年度は感染症拡大の影響という特殊事情により、自主事業中止による多額の不用額が期中に見込まれたものの、決算まで、残りの自主事業の開催の有無について見通せない等、一部やむを得ない事情があったと思われるが、今後においては、月次の業務実績報告の精査等により、適宜、業務状況の把握を行うことで、軽微ではない変更要因が生じた場合は、財団に対して市補助金等交付規則第10条に基づく補助事業の変更申請の提出を求める等、最終精算において、多額の返還金が生じないように留意されたい。

(2) 実績報告書について

市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第14条第1項では、「補助事業等が完了したとき（中略）は、その完了した日から起算して20日以内に、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書（中略）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。」と規定し、同条第2項（以下「2項」という。）では、「市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の報告の期限を延長することができる。」と規定している。

財団から提出された令和2年度の実績報告書については、報告書の日付は報告書作成時の3年4月19日付（事業完了日である3月31日から20日以内）であるが、実際には5月11日に市に提出されている。

提出期限を超えて提出されていることについて、2項の「やむを得ない理由があると認めるとき」の適用の有無が、決裁文書等において明確になっていない。

2項の適用となる場合を整理し、適用の場合は決裁文書等で明確にするとともに、適用しない場合については期限内に提出するように財団に指導する等、規則等との整合性を図られたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

(1) 補助金については、年度中に事業中止などで不用額が見込まれる場合は、12月末等一定期間に補助金変更について協議するよう検討しております。

(2) ご指摘いただいた内容については、今後は期間内に提出できるよう速やかに手続きを行うよう指示いたしました。

また、やむを得ず遅延する場合は、補助金交付規則に基づき理由を明らかにするよう改めます。

5 指定管理料の精算処理について**A 改善要望事項**

令和 2 年度における財団に支払う指定管理料のうち、スポーツ部門については、当初決定額 1 億 6,762 万円に対し、精算報告書により 1,290 万円の返還を受け、文化・芸術部門については、当初決定額 9,482 万円に対し、精算報告書により 787 万円の返還を受けている。

補助金と同様、2 年度は感染症拡大の影響という特殊事情により、決算まで、残りの指定管理に係る費用の執行等が見通せない状況であったこと等、一部やむを得ない状況があったと思われるが、今後においては、月次の業務実績報告の精査等により、適宜、業務状況の把握を行うことで、軽微ではない変更要因が生じた場合は、財団に対して必要に応じて指定管理料の変更協議を行う等、最終精算において、多額の返還金が生じないように留意されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

指定管理料について、年度途中で多額の不用額が見込まれる場合は、1 2 月末等一定期間に指定管理料変更について協議するよう検討しております。

6 各施設の光熱水費等の業者選定について**A 改善要望事項**

各施設の光熱水費（電気・ガス）等について、総合体育館・市民温水プール・みつなかホールは指定管理者である財団が予算管理のうえ執行し、また、SPC（特別目的会社）兼指定管理者であるウェルネスとキセラが管理運営している施設（ウェルネス：市民体育館等、キセラ：キセラホール等）は、市が予算管理のうえ執行している。

財団、ウェルネス、及びキセラにおいては、各々光熱水費等の縮減に努めているものの、いずれの施設も、電気・ガスについては小売自由化となった以降も、市の主導により従来からの業者となっており、経済性及び競争性が発揮されているとは言えない状況となっている。

光熱水費（電気・ガス）等における業者選定において、経済性及び競争性を発揮するように努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

光熱水費については、各施設において可能な限り縮小するよう努力しております。しかしながら、昨今の物価上昇や電力等の安定供給の観点から、見直しを行う際は慎重に判断する必要があると考えております。

7 まとめ

A 改善要望事項

所管課においては、監査の結果、改善を要する事項については、財団に対し適正な対応が図られるよう指導や協議を行うとともに、今後とも適切な事業運営のため、事業の実施状況、経営成績及び財政状態を十分把握し、適切に対応するよう努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

この度の監査による指摘事項及び改善事項等を踏まえ、改善事項は速やかに実行するよう指示いたしました。

また、施設の安定した管理運営を継続させるため、引き続き指定管理者の運営状況の把握に努めて参ります。

監査の概要

送付日	令和 4年 3月25日	整理番号	0345-0346
1 監査種別	公の施設の指定管理者監査（令和3年度実施分）		
2 監査の対象期間	令和 2年度		
3 監査の実施期間	令和 3年10月28日～ 4年 3月15日		
4 監査結果報告日	令和 4年 3 月 25日		
5 改善通知受理日	令和 4年 9 月 28 日		
6 監査対象団体・部局	川西市スポーツ・ウェルネス株式会社 (以下「ウェルネス」という。)		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 使用料収入の会計処理について

A 改善要望事項

施設利用者から現金で徴収した使用料は、会計帳簿と照合し金庫で保管して、通常であれば翌日にその現金を金融機関で市へ納付するという事務を行っているが、日々の現金の財務会計処理（仕訳）を行っていないため、財務諸表に計上されていなかった。

会計帳簿と財務諸表との整合を図り、適正な会計処理を行うように改められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

指摘事項の財務会計処理（仕訳）を行うべく、「仕訳帳（現金出納帳）」を令和4年4月度より作成しました。日々の現金、財務会計伝票（納付書）、新たに作成した現金出納帳とが一致していることを現場で確認しております。なお、8月度より市への月次報告に「現金出納帳」を新たに添付するように致します。

2 まとめ**A 改善要望事項**

ウェルネスは、市のスポーツの利用環境整備を行い、機会と場の提供を行うとともに、スポーツ普及・振興のため、各種スポーツ・振興事業を実施するとともに、市の体育施設の管理運営の指定管理者として市民福祉の向上に寄与している。今後も適切な維持管理を続け、経営の柔軟性を発揮し事業効果を向上させるために、管理運営方針に基づき、「安全、快適、平等」な運営を第一に、民間ならではのサービスと子どもから高齢者まで多世代に対応した様々なプログラムを展開し、市のスポーツ振興と市民の健康増進に貢献し、利用者増につながるよう努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

「安全、快適、平等」な運営を第一に、施設の維持管理運営に努めます。プログラムやサービス面においてはメーカー・ミズノの強み・特長を生かし、多世代にわたり満足していただけるよう努めます。また、市のスポーツ振興と市民の健康増進に貢献し、利用者増につなげて行きます。

監査の概要

送付日	令和 4年 3月25日	整理番号	0347-0348
1 監査種別	公の施設の指定管理者監査（令和3年度実施分）		
2 監査の対象期間	令和 2年度		
3 監査の実施期間	令和 3年10月28日～ 4年 3月15日		
4 監査結果報告日	令和 4年 3月 25日		
5 改善通知受理日	令和 4年 9月 28日		
6 監査対象団体・部局	市民環境部 文化・観光・スポーツ課 〔川西市スポーツ・ウェルネス株式会社（以下「ウェルネス」という。）〕		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 ウェルネスの管理運営について

A 改善要望事項

月1回、ウェルネスと運営維持管理会議を開催し、当月の運営状況、必要事項等の報告を求め、状況に応じて施設の目視での確認を行い、調査し指示を行っていた。

引き続き、施設の利用状況に注意を払い、利用促進を図るとともに、効率的な管理及び運営が図られるように努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

施設管理者との連携や施設の管理運営状況の把握のため、引き続き運営維持管理会議を継続して実施いたします。

2 まとめ

A 改善要望事項

所管課においては、監査の結果、改善を要する事項については、ウェルネスに対し適正な対応が図られるよう指導や協議を行うとともに、今後とも適切な事業運営のため、事業の実施状況、経営成績及び財政状態を十分把握し、適切に対応するよう努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

この度の監査による指摘事項及び改善事項等を踏まえ、改善事項は速やかに実行するよう指示いたしました。

また、施設の安定した管理運営を継続させるため、引き続き指定管理者の運営状況の把握に努めて参ります。

監査の概要

送付日	令和 4年 3月25日	整理番号	0349-0351
1 監査種別	公の施設の指定管理者監査（令和3年度実施分）		
2 監査の対象期間	令和 2年度		
3 監査の実施期間	令和 3年10月28日～ 4年 3月15日		
4 監査結果報告日	令和 4年 3月25日		
5 改善通知受理日	令和 4年 9月28日		
6 監査対象団体・部局	川西市低炭素型複合施設 P F I 株式会社（以下「キセラ」という。）		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 維持管理業務について

A 改善要望事項

維持管理業務については、要求水準書で、「事業者は維持管理業務に関する日報、月報、四半期報、及び年度総括報を維持管理業務報告書として作成し、市に定期的に報告すること。」と定められ、契約書の事業者の行う業務（セルフモニタリング）で、日常モニタリングの事業者の行う業務として「事業者は、毎営業日、自らの責任により日常モニタリングを行う。事業者は、モニタリング結果に基づき、業務日誌を毎営業日、作成する。」と定められている。

また、維持管理業務の日報は、キセラ川西プラザ維持管理業務モニタリングチェックシート（セルフモニタリング/日常・随時）において、次頁の表のとおり要求水準書に基づく項目が列挙されている。

(1) 日報について

令和3年12月分の維持管理業務に関する日報（設備業務管理日報）を確認したところ、日報様式に要求水準書の項目の一つである「環境衛生管理業務」に関する記載がない。「環境衛生管理業務」のセルフモニタリング実施状況を確認したところ、キセラより実施しているとの回答があったものの、「環境衛生管理業務」の実施状況が日報で明確になっていないことから、セルフモニタリングが漏れなく実施されていることを明確にするためにも、日報の項目等が要求水準書に対応するよう、検討を加えられたい。

(2) 維持管理業務に係る再委託の通知について

維持管理業務の一つである「環境衛生管理業務」の業務内容は、要求水準書において、『「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて、建築物環境衛生管理技術者を選任し、公共施設の環境衛生管理を行うこと。』と規定されている。

また、キセラと市が締結している市低炭素型複合施設整備に伴う P F I 事業契約書第 43 条第 2 項（以下「契約書」という。）において、「維持管理受託者が事業者から委託を受け又は請け負った維持管理業務の一部について、さらにその他の維持管理再受託者にその一部を委託し又は下請けを行わせるときは、事業者は、維持管理受託者から業務を受託する維持管理再受託者の名称を各業務の業務開始日の 30 日前までに市に通知するよう努めるものとする。但し、いかなる場合であっても、維持管理再受託者の名称を当該業務の業務

開始日までに市に通知しなければならない。(以下省略)」と規定されている。

要求水準書に規定されている建築物環境衛生管理技術者の選任状況をキセラに確認したところ、屋号及び氏名の回答があった。しかし、キセラから市に通知されている「維持管理業務第三者委託リスト」を見ると当該屋号等の記載がなかったため、再度、キセラに対し維持管理再委託者の市への通知状況を確認したところ、通知手続きが行われていなかったとの回答があった。

今後は契約書等に則った適正な事務手続きに留意されたい。

キセラ川西プラザ 維持管理業務モニタリングチェックシート（セルフモニタリング/日常・随時）一部抜粋

No.	項目		内容	確認方法 (参照先)
2	点検及び故障等への対応	体制	点検及び故障等への対応は、計画書に従い実施しているか。	日報
4	建築物等保守管理業務	建築物	建築物等の機能と環境を維持し、公共サービスが常に円滑に行われるように、点検、保守、修繕を実施しているか。	日報
5	建築設備等保守管理業務	建築設備	建築設備等の機能と環境を維持し、公共サービスが常に円滑に行われるように、点検、保守、修繕を実施しているか。	日報
6	舞台設備保守管理業務	舞台設備	舞台設備等の機能と環境を維持し、公共サービスが常に円滑に行われるように、点検、保守、修繕を実施しているか。	日報
7	駐車場設備保守管理業務	駐車場設備	駐車場設備等の機能と環境を維持し、公共サービスが常に円滑に行われるように、点検、保守、修繕を実施しているか。	日報
9	外構施設保守管理業務	外構	外構施設等の機能と環境を維持し、公共サービスが常に円滑に行われるように、点検、保守、修繕を実施しているか。	日報
10	環境衛生管理業務	環境衛生	点検、保守等により施設等の機能と環境を維持し、結果に基づき適切な改善を実施しているか。	日報
11	清掃業務	清掃	清掃業務により施設等の機能と快適な環境を提供しているか。	日報
16	警備業務	警備	業務の対象となる施設全般を保全し、施設利用者の安全を守り、サービスの提供に支障を及ぼさないよう、警備業法を遵守し、適切な防犯・防災警備を実施しているか。	日報

B 改善措置状況（報告者記入欄）

(1) 日報について

今回指摘の「キセラ川西プラザ維持管理業務モニタリングチェックシート（セルフモニタリング/日常・随時）」と「維持管理業務に関する日報（設備業務管理日報）」の記載項目の不整合については、即時、日報記載項目をモニタリングチェックシートおよび要求水準書の規定内容と整合するように修正いたしました。以降、業務の実施状況が日報およびモニタリングシートで常に把握確認できるよう対応いたします。

(2) 維持管理業務に係る再委託の通知について

維持管理業務にかかる再委託者通知については、即時改善し、以降、業務開始日の30日前までに市への通知手続きをいたします。なお、今回指摘の当該「環境衛生管理業務」については、令和4年4月1日からは第三者委託を行わず、自社で実施をしています。

2 使用料預り金について

A 改善要望事項

キセラホール使用料及び行政財産使用料（共用会議室）（以下「使用料」という。）は、施設利用者から使用料（現金）を構成企業である(株) JTBコミュニケーションデザイン（以下「デザイン」という。）が収受した後、キセラの銀行口座へ入金し、その口座から市に納付する流れになっている。

令和2年度末（3年3月分）の使用料預り金は1,590,310円（内訳：キセラホール使用料1,583,580円、行政財産使用料（共用会議室）6,730円）であるが、キセラの預り金口座の3年3月31日現在の残高は、1,059,853円（利息23円を含む）となっており530,480円差異が生じている。

この理由は、3月31日の営業終了後（22時）は、金融機関は既に閉店しており、デザインで現金保管及び※仕訳（使用料預り金として帳簿管理）しているが、キセラでは仕訳していないためである。

使用料収入の徴収及び収納事務について、デザインはキセラから委託されているとは言え別事業者であることから、キセラがデザインに市の使用料預り金を預けているということを明確にするために、キセラで仕訳（帳簿管理）を行うよう改善を図られたい。

参考

《現在の仕訳（令和3年3月31日の使用料預り金530,480円）》

デザイン

R3.3.31	（借方）現金	（貸方）預り金（キセラからの預り金）	530,480円
R3.4.1	（借方）預り金（キセラからの預り金）	（貸方）現金	530,480円

《あるべき仕訳》

デザインの仕訳は上記と同じ。

キセラの仕訳例

R3.3.31

（借方）預け金（市の使用料をデザインに預けている） （貸方）市からの預り金 530,480円

R3.4.1

（借方）現金	（貸方）預け金（デザインへの預け金）	530,480円
（借方）普通預金	（貸方）現金	530,480円

R3.4.9（市への入金時）

（借方）市からの預り金	（貸方）普通預金	530,480円
-------------	----------	----------

B 改善措置状況（報告者記入欄）

使用料について、キセラとデザインが別事業者あることから、半期末9月30日及び年度末3月31日時点でデザインが保管している使用料は、キセラ側で「キセラが市の使用料をデザインに預けている」仕訳処理（帳簿管理）を行うこととし、令和3年度末から実施しております。

3 まとめ

A 改善要望事項

キセラにおいては、管理運営業務について、令和2年度は、感染症の影響により、施設の臨時休館や事業の中止・延期対応、それらに付随する施設利用者に対しての利用自粛や制限等の案内の対応等、政府から発信される情報や市の方針等、情報収集に努め、公共ホールとしての感染症対策を適切に講じることで、施設利用者が安心して利用できるホールの環境づくりに取り組んでいる。

今後も適切な管理運営業務を続け、経営の柔軟性を発揮し事業効果の向上に努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

感染症拡大防止対策では引き続き衛生管理を徹底するとともに、国等から発信される関連情報の収集、市の方針や関連団体のガイドライン等に沿った運営に努めることで、施設利用者が安心して利用できる施設環境を提供します。

今後も、福祉棟入居者団体等との十分な情報共有によりキセラの一体的な管理運営に努めるとともに、周辺施設や地域事業者等とのさらなる連携を図ることで、地域活性化への貢献と事業効果の向上に努めます。

監査の概要

送付日	令和 4年 3月25日	整理番号	0352-0354
1 監査種別	公の施設の指定管理者監査（令和3年度実施分）		
2 監査の対象期間	令和 2年度		
3 監査の実施期間	令和 3年10月28日～ 4年 3月15日		
4 監査結果報告日	令和 4年 3月25日		
5 改善通知受理日	令和 4年 9月28日		
6 監査対象団体・部局	市民環境部 文化・観光・スポーツ課 〔川西市低炭素型複合施設P F I 株式会社（以下「キセラ」という。）〕		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 キセラの管理運営について

A 改善要望事項

月1回、市はキセラと関係者協議会（運営部会）を開催し、当月の運営状況、必要事項等の報告を求め、状況に応じて施設の目視での確認を行い、調査し指示を行っている。

引き続き、利用状況及び施設の管理運営状況に注意を払い、利用促進を図るとともに、効率的な管理運営が図られるように努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

施設管理者との連携や施設の管理運営状況の把握のため、引き続き継続して運営部会を実施いたします。

2 キセラの維持管理業務について**A 改善要望事項****(1) 日報について**

維持管理業務の日報は、キセラ川西プラザ維持管理業務モニタリングチェックシート(セルフモニタリング/日常・随時)において、要求水準書に基づく項目が列挙されている。その項目の一つである「環境衛生管理業務」のセルフモニタリング実施状況を確認したところ、キセラより実施しているとの回答があったが、「環境衛生管理業務」の実施状況が日報で明確になっていない。

セルフモニタリングが要求水準書等に則って漏れなく実施されているのかについて、市においても日報等で確認するように努められたい。

(2) 維持管理業務に係る再委託の通知について

要求水準書に規定されている建築物環境衛生管理技術者の選任状況をキセラに確認したところ、屋号及び氏名の回答があった。

しかし、契約書に基づく維持管理再委託者の市への通知手続きがされているか再度キセラに確認したところ、通知手続きが行われていなかったとの回答があった。

今後はキセラに対し、契約書等に定められた業務を確実に遂行しているか確認を行い、不備がある場合は改善するように努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

- (1) 日常のセルフモニタリングが適切に実施されているか、正確に確認するよう改めます。
- (2) 施設の管理運営に係る手続きについて、漏れなく適切に実施できているか確認するよう改めます。

3 まとめ

A 改善要望事項

所管課においては、事業期間中、キセラが契約書等に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準書を満たすことを確認するためモニタリングを実施することになっている。

要求水準に達成しない場合はPFI事業委託料（サービス購入費）に影響することから、キセラの業務遂行状況及びセルフモニタリング実施内容について、契約書や要求水準を満たしているかのモニタリングを確実にを行い、不備がある場合は改善を求めるように努められたい。

維持管理業務及び使用料等の公金の会計処理等においても、必要に応じてキセラに対し適正な対応が図られるよう指導や協議を行うとともに、今後とも、事業の実施状況、経営成績及び財政状態を十分把握し、適切に対応するよう努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

年間のセルフモニタリングについては、要求水準に基づき適正に運営されているか外部評価委員に評価をいただき適切に運用しております。なお、開業してから実施内容に不足があった項目はございませんが、今後も引き続き適切な業務評価を行うよう努めて参ります。

また、施設の安定した管理運営を継続させるため、引き続き指定管理者の運営状況の把握に努めて参ります。